

○上市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

平成27年12月18日

条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の機関の欄に掲げる機関が行うそれぞれ同表の事務の欄に掲げる事務、別表第2の機関の欄に掲げる機関が行うそれぞれ同表の事務の欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う法別表第2の事務の欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の機関の欄に掲げる機関は、それぞれ同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、それぞれ同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、町長又は教育委員会が行う法別表第2の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、それぞれ同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定により特定個人情報を利用する場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、それぞれ同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、それ

ぞれ同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要なそれぞれ同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、それぞれ同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合について準用する。  
(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月17日条例第1号)

この条例は、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年5月30日)から施行する。

附 則 (令和元年9月19日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1に次のように加える改正規定及び別表第3に次のように加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 町長	上市町重度心身障害者等医療費助成条例(昭和58年上市町条例第1号)の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年上市町条例第14号)の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	上市町子ども医療費助成に関する条例(平成22年上市町条例第3号)の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例(昭和31年上市町条例第18号)の規定による上市町奨学資金の支給又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	上市町重度心身障害者等医療費助成条例の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付等関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付関係情報、生活保護関係情報又は障害者福祉関係情報であって規則で定めるもの

2 町長	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付等関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	上市町子ども医療費助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付等関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	医療保険給付等関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例の規定による上市町奨学資金の支給又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの